

附件 1 中华人民共和国出口管制法（草案征求意见稿）

原文	拙訳
<p>中华人民共和国出口管制法 （草案征求意见稿）</p>	<p>中華人民共和国輸出管理法 （意見公募草案）</p>
<p><b>第一章 总则</b> <b>第一条【立法宗旨】</b> 为维护国家安全和利益，履行防扩散等国际义务，加强出口管制，制定本法。</p>	<p><b>第1章 総則</b> <b>第1条 【立法趣旨】</b> 国家の安全保障と発展利益を守るため、また不拡散など国際的な義務を履行するため、輸出規制を強化し、本法を制定する。</p>
<p><b>第二条【适用范围】</b> 国家对两用物项、军品、核以及其他与国家安全相关的货物、技术、服务等物项（以下简称管制物项）的出口管制，适用本法。</p>	<p><b>第2条 【適用範囲】</b> デュアルユース品、軍用品、核及びその他の国の安全保障に関連する貨物、技術、サービスなどの品目（以下では規制品目と略す）に対する国の輸出規制に、本法を適用する。</p>
<p><b>第三条【出口管制 两用物项 军品 核的定义】</b> <b>出口管制</b> 本法所称出口管制，是国家对从中华人民共和国境内向境外转移管制物项，以及中华人民共和国公民、法人及其他组织向外国公民、法人及其他组织提供管制物项的行为，采取禁止或限制性措施。</p>	<p><b>第3条 【輸出管理、デュアルユース品、軍用品、核の定義】</b> <b>輸出管理</b> 本法でいう輸出管理とは、中国国境内から国境外へ規制品目を移転することと、中国の公民・法人及びその他組織が外国の公民・法人及びその他組織へ規制品目を提供する行為に対して、中国政府が禁止や制限的措置をかけることを指す。</p>
<p><b>两用物项</b> 本法所称两用物项，是指既有民事用途，又有军事用途或有助于提升军事潜力，特别是可用于设计、开发、生产或使用大规模杀伤性武器的货物、技术和服务等物项。</p>	<p><b>デュアルユース品</b> 本法でいうデュアルユース品とは、既に民生用途と軍事用途（又は軍事的ポテンシャル向上への有用性）の両方が存在するものを指す。特に大量破壊兵器の設計・開発・生産・使用に使える貨物・技術・サービスなどのアイテムである。</p>

原文	拙訳
<p><b>军品</b> 本法所称军品,是指用于军事目的的装备、专用生产设备及其他物资、技术和有关服务。</p>	<p><b>軍用品</b> 本法でいう軍用品とは、軍事目的用の装備、専用生産設備及びその他の物資・技術・関係サービスを指す。</p>
<p><b>核</b> 本法所称核,是指相关核材料、核设备和反应堆用非核材料及相关技术和服务。</p>	<p><b>核</b> 本法でいう核とは、核材料、核設備、及びリアクター用の非核材料・関連技術・サービスを指す。</p>
<p><b>第四条【管制措施】</b> 国家实行统一的出口管制制度,通过制定管制清单,实施许可等方式进行管理。</p>	<p><b>第4条 【規制措置】</b> 政府は統一的な輸出管理制度を行い、規制リストの制定を通じ、許可等の方式での管理を実施する。</p>
<p><b>第五条【主管部门】</b> 国务院和中央军委规定的履行出口管制职能的部门（以下统称国家出口管制主管部门）分别主管出口管制工作。 省级相关主管部门可以根据授权或委托开展有关出口管制工作。</p>	<p><b>第5条 【主管部門】</b> 國務院と中央軍事委員会規定による輸出管理職能部門（以下まとめて「政府輸出管理主管部門」）はそれぞれ輸出管理の任務を行う。 （訳註；「それぞれ」とあることから、この主管部門は「國務院と中央軍委が共同で定めた」を意味しないと思われる。とすれば「國務院の定めた主管部門」と「中央軍委が定めた主管部門」が存在するというのではないか） 省級の主管部門は授權・委託により輸出管理業務を進めることができる。</p>
<p><b>第六条【主管部门协调】</b> 国家出口管制主管部门对出口管制工作中涉及管制清单制定与调整、出口管制许可争议、出口管制执法、信息共享等重大事项,应加强协调。</p>	<p><b>第6条 【主管部門の協調】</b> 政府輸出管理主管部門が管理業務において、規制リストの制定・調整し、許可発給争議、法の執行、情報共有など重要事項にタッチする際は、協調を強化することを要す。</p>

原文	拙訳
<p><b>第七条【专家咨询机制】</b></p> <p>国家出口管制主管部门会同有关部门建立出口管制专家咨询机制，为出口管制的政策制定、许可管理和执法等工作提供专业咨询，出具相关鉴定意见等。</p>	<p><b>第7条 【専門家の諮問機構】</b></p> <p>政府の輸出管理主管部門は、関係部門と共同で専門家諮問機構を設立し、その機構から、輸出管理政策制定、許可発給、法の執行などの任務に向け専門的コンサルティングや鑑定意見を受ける。</p>
<p><b>第八条【总体安全观原则】</b></p> <p>出口管制应当遵循总体国家安全观，坚持维护安全与经济发展相协调。</p>	<p><b>第8条 【総合的安全観の原則】</b></p> <p>輸出管理は国家の総合的安全観を尊重しこれに従い、安全保障と経済発展の調和を守らねばならない。</p>
<p><b>第九条【对等原则】</b></p> <p>任何国家（地区）对中华人民共和国采取歧视性出口管制措施的，中华人民共和国可以对该国家（地区）采取相应的措施。</p>	<p><b>第9条 【対等性の原則】</b></p> <p>いかなる国／地域も我が国に対して差別的な輸出規制措置を行った場合、我が国も当該国／地域に対して相応の措置をとることができる。</p>
<p><b>第十条【国际合作】</b></p> <p>国家出口管制主管部门根据缔结或参加的国际条约，或者按照平等互惠原则，与其他国家、地区、国际组织、国际机制等开展出口管制合作与交流，参与国际规则的制定。</p> <p>中华人民共和国公民、法人和其他组织因出口管制事由确需向境外提供信息的，如该信息可能涉及国家安全，应当事先进行国家安全评估。</p>	<p><b>第10条 【国際協力】</b></p> <p>政府の輸出管理主管部門は、わが国が締結／参加した国際条約に基づき、或いは平等互惠の原則に従い、他の国／地区や国際組織・国際機構などと輸出管理の協力・交流を深め、国際レジームの規定制定に参加する。</p> <p>中国の公民、法人及びその他組織が、輸出規制の理由により国外へ情報を提供しようとする際、もしその情報が国家の安全保障に関係する内容のものであれば、事前に政府による安全評価にかけねばならない。</p>

原文	拙訳
<p><b>第二章 管制政策和清单</b></p> <p><b>第十一条 【管制政策】</b></p> <p>国家出口管制主管部门根据国家安全和发展利益的需要，会同有关部门制定出口管制政策，重大政策报国务院或国务院、中央军委批准。</p>	<p><b>第2章 管理政策とリスト</b></p> <p><b>第11条 【管理政策】</b></p> <p>政府の輸出管理主管部門は、国の安全保障と発展利益の必要性に基づき、関係部門と協同で輸出管理政策を定め、重大政策は國務院、又は國務院・中央軍事委員會（訳註；両方のことか）の批准を得る。</p>
<p><b>第十二条 【紧急状态管制】</b></p> <p>在战时或国际关系中的其他紧急情况下，国家为维护安全利益，可以对任何货物、技术和服务的出口采取必要的管制措施。</p>	<p><b>第12条 【緊急事態の管理】</b></p> <p>戦時下、又はその他国際関係における緊急の状況下では、政府は安全利益を守るため、あらゆる貨物・技術・サービスの輸出に対して必要な管理措置を行うことができる。</p>
<p><b>第十三条 【清单的制定、调整】</b></p> <p>两用物项出口管制主管部门会同有关部门制定、调整两用物项出口管制清单，并报国务院批准后对外公布。</p> <p>军品出口管制主管部门会同国务院、中央军委有关部门制定、调整军品出口管制清单，并报国务院、中央军委批准后对外公布。</p>	<p><b>第13条 【リストの制定と調整】</b></p> <p>デュアルユース品目の輸出管理主管部門は関係部門と協同で、規制品リストを制定・調整し、國務院の批准を得た後、对外公布する。</p> <p>軍品の輸出管理主管部門は、國務院・中央軍事委員會の関係部門と協同で規制品リストを制定・調整し、國務院・中央軍事委員會の批准を得た後、对外公布する。</p>
<p><b>第十四条 【临时管制】</b></p> <p>国家出口管制主管部门会同有关部门，报国务院或中央军委批准后，可以临时决定对管制清单以外的物项实施管制。</p> <p>临时管制的实施期限不超过2年。</p>	<p><b>第14条 【臨時規制】</b></p> <p>政府輸出管理主管部門は関係部門と協同で、國務院又は中央軍事委員會の批准を得た後、規制リスト以外の品目の規制を臨時で決定することができる。この臨時規制の実施期限は2年以内とする。</p>
<p><b>第十五条 【禁运】</b></p> <p>国家出口管制主管部门会同有关部门，经国务院或中央军委批准后，可以禁止相关管制物项的出口，或禁止其向特定目的地，向特定自然</p>	<p><b>第15条 【禁輸】</b></p> <p>政府輸出管理主管部門は関係部門と協同で、國務院又は中央軍事委員會の批准を得た後、規制関連品の輸出、特定仕向地や特定の自然人／法人／</p>

原文	拙訳
<p>(第十五条つづき) 人、法人或其他組織出口。 禁止措施取消的，应当发布解除公告。</p>	<p>(第 15 条つづき) その他組織への輸出を禁止することができる。 禁止措置の取り消しは、解除公告の発出を必須とする。</p>
<p><b>第十六条 【清单制定、调整原则】</b> 管制清单的制定和调整应符合出口管制政策，并考虑国家安全、技术发展、国际市场供应、国际义务、对贸易和产业竞争力的影响等因素。</p>	<p><b>第 16 条 【リスト制定・調整の原則】</b> 規制リストの制定と調整は、輸出管理政策に符合すると同時に、国の安全保障と技術発展、国際市場の供給、国際的義務、貿易・産業競争力への影響といった要素も考慮したものでなければならない。</p>
<p><b>第十七条 【国别风险评估】</b> 国家出口管制主管部门可依据有关国别政策，对出口可能危害国家安全、存在扩散风险、可能被用于恐怖主义目的的国家（地区）进行风险评估。</p>	<p><b>第 17 条 【国別のリスク評価】</b> 政府輸出管理主管部門は、国別の政策に基づいて、輸出が国の安全保障を脅かす可能性、拡散リスクの可能性、テロ国家／地域に利用される可能性についてリスク評価を行う。</p>
<p><b>第十八条 【竞争力评估】</b> 国家出口管制主管部门可以单独或会同有关部门就管制清单对国家工业基础和产业竞争力的影响进行调查评估。</p>	<p><b>第 18 条 【競争力の評価】</b> 政府輸出管理主管部門は、単独又は関係部門と協同で、規制リストがわが国の工業の基礎と産業競争力に及ぼす影響について調査評価を行うことができる。</p>
<p><b>第十九条 【行政指导制度】</b> 国家出口管制主管部门可以发布有关行业出口管制指导意见和最佳操作指引等，引导企业进行规范经营。</p>	<p><b>第 19 条 【行政指導制度】</b> 政府の輸出管理主管部門は、業界輸出管理指導意見やベストプラクティスガイド等を発布し、企業のコンプライアンス経営を指導できる</p>

原文	拙訳
<p><b>第三章 許可管理</b>  <b>第一节 一般规定</b>  <b>第二十条 【经营者管理】</b>                      国家出口管制主管部门对从事管制物项出口的经营者可以采取专营、备案等方式实施管理。</p>	<p><b>第3章 許可管理</b>  <b>第1節 一般規定</b>  <b>第 20 条 【經營者管理】</b>                      政府の輸出管理主管部門は、規制品目輸出に従事する経営者に対して、「専売方式」「登録方式」などによる管理を行う。                      (訳註；「专营（専営）政策」について&lt;百度百科&gt;は次のように解説；                      政府が立法又は最高行政機関による行政法規を通じて、政府職能を履行する行政機構・経営機構を設定し、商品資源の生産流通につき集中管理と独占的経営をなさしむることである。現在わが国で専営を行っている業界としては、塩・タバコ・石油化学・郵政・鉄道・電信・民航・銀行・証券・保険・電力・水道・ガス・電力網・石油パイプライン・有線テレビなどがある。                      特許（免許）事業に近いイメージである。)</p>
<p><b>第二十一条【许可分类】</b>                      国家出口管制主管部门根据出口类型、物项敏感程度、出口国家（地区）、出口商和最终用户的历史信用记录以及企业合规机制建立和运行情况等实施不同的许可。                      实施许可管理可以采取单项许可、通用许可等方式。</p>	<p><b>第 21 条 【許可分類】</b>                      政府の輸出管理主管部門は輸出のタイプ・品目の機微度・仕向け国（地域）・輸出者と最終ユーザーの歴史信用記録及び企業のコンプライアンス体制等に応じて様々な許可を発給する。                      許可管理の方式は個別許可・包括許可等がある。</p>

原文	拙訳
<p><b>第二十二条 【许可因素】</b></p> <p>国家出口管制主管部门在审查出口许可申请时，应当考虑以下因素：</p> <p>(一) 国家安全和利益；</p> <p>(二) 国际义务和对外承诺；</p> <p>(三) 物项敏感程度；</p> <p>(四) 市场供应情况；</p> <p>(五) 最终用户和最终用途；</p> <p>(六) 出口经营者的相关内部合规机制；</p> <p>(七) 法律法规规定的其他情形。</p>	<p><b>第 22 条 【許可のファクター】</b></p> <p>政府の輸出管理主管部門は輸出許可の審査にあたり、次の要素を考慮に入れなければならない。</p> <p>(一) 国の安全保障と発展利益</p> <p>(一) 国際的義務と対外的な約束</p> <p>(二) 品目の機微度</p> <p>(三) 市場の供給状況（訳註；Foreign Availability を指すと思われる）</p> <p>(四) 最終ユーザーと最終用途</p> <p>(五) 輸出者のコンプライアンス体制</p> <p>(六) その他法令で定める要素</p>
<p><b>第二十三条 【全面控制原则】</b></p> <p>出口经营者出口管制清单之外的物项，其知道或者应当知道或者得到国务院有关部门通知，出口可能危害国家安全、存在扩散风险、被用于恐怖主义目的的，应当履行许可手续。</p>	<p><b>第 23 条 【キャッチオール規制】</b></p> <p>輸出者は、規制リスト外の品目の輸出にあたり、当該輸出が国の安全保障・武器拡散リスク・テロ目的の使用のおそれがある旨を、知った／知りえた或いは国務院の関係部門から通知されたときは、許可手続きを取らねばならない。</p>
<p><b>第二十四条 【咨询程序】</b></p> <p>出口经营者在出口之前对拟出口物项是否属于本法规定的管制物项存在疑问的，可以向国家出口管制主管部门提出咨询。</p>	<p><b>第 24 条 【照会プログラム】</b></p> <p>輸出者は、輸出に先立ち、輸出予定品が本法で定める規制品に該当するか否か疑問があれば、政府の輸出管理主管部門に照会することができる。</p>
<p><b>第二十五条 【最终用户、用途证明】</b></p> <p>国家出口管制主管部门可根据管制物项及最终用户的敏感程度，要求出口商提供由进口商或进口国（地区）政府部门或军队出具的最终用户和最终用途证明及其他形式的证明文件。</p>	<p><b>第 25 条 【最終ユーザー・最終用途】</b></p> <p>政府の輸出管理主管部門は、規制品目と最終ユーザーの機微度に応じて、輸出者に対し、輸入者又は輸入国（地域）の政府／軍からの最終ユーザー／最終用途証明及びその他の形式の証明書類を要求する。</p>

原文	拙訳
<p><b>第二十六条 【最終ユーザー承諾】</b></p> <p>进口商应当依法承诺, 未经国家出口管制主管部门许可, 不得擅自改变产品的最终用途或向最终用户以外的第三方转让。</p>	<p><b>第 26 条 【最終ユーザーの承諾】</b></p> <p>輸入者は、わが国政府の輸出管理主管部門の許可なしに、勝手に製品の最終用途を変更したり（訳註；申告用途外使用のことか）、最終ユーザー以外の第三者へ移転してはならないことを、法により承諾を求められる。</p>
<p><b>第二十七条 【出口经营者报告义务】</b></p> <p>出口经营者在签订出口合同时, 应当对最终用户和最终用途进行必要的审核。出口后, 一旦发现最终用户和最终用途改变的, 应立即报告国家出口管制主管部门。</p>	<p><b>第 27 条 【輸出者の報告義務】</b></p> <p>輸出者は輸出契約の締結時に、最終ユーザー及び最終用途につき必要なチェックを行うべし。輸出後、もし最終ユーザーと最終用途の変更が判明した場合は、ただちに政府の輸出管理主管部門に報告すべし。</p>
<p><b>第二十八条 【最終ユーザー核查】</b></p> <p>国家出口管制主管部门应当建立最终用户和最终用途风险管理制度, 对出口经营者申报的最终用户和最终用途进行风险评估。国家出口管制主管部门可以视情派员对最终用户和最终用途情况开展实地核查。</p>	<p><b>第 28 条 【最終ユーザーの調査】</b></p> <p>政府の輸出管理主管部門は、最終ユーザーと最終用途のリスク管理制度を定め、輸出者が申告した最終ユーザーと最終用途に関するリスク評価を行うべし。政府の輸出管理主管部門は、調査員を派遣し最終ユーザーと最終用途に関する実地調査を行うことができる。</p>
<p><b>第二十九条 【黑名单管控】</b></p> <p>国家出口管制主管部门对违反最终用户和最终用途承诺、可能危害国家安全和利益、被用于恐怖主义目的的国外进口商和最终用户, 建立管控名单, 并可对国内出口商与其相关的交易采取禁止、取消出口许可便利等必要的管控措施。</p>	<p><b>第 29 条 【ブラックリスト管理】</b></p> <p>政府の輸出管理主管部門は、最終ユーザーと最終用途承諾の違反に対し国の安全保障と発展利益を損ない、あるいはテロ目的で利用されるおそれがある国外の輸入者・最終ユーザーのリストを作成し、これにより国内の輸出者及びそれに関連する取引を禁止したり、輸出許可の取り消しなど必要措置を取れるようにする。</p>



原文	拙訳
<p><b>第三十条 【海关手续】</b></p> <p>出口货物的发货人或代理报关企业出口管制货物时，应当向海关交验由国家出口管制主管部门颁发的许可证件或出具的鉴定意见，并按国家有关规定办理报关手续。</p>	<p><b>第 30 条 【税関手続き】</b></p> <p>貨物の輸出者又はその代理通関企業は規制品の輸出に際し、税関へ政府の輸出管理主管部門が発給した許可書類又は鑑定意見（訳註；該非判定のことか）を提出し、政府の定める規定に則って通関手続きを行うべし。</p>
<p><b>第三十一条 【国际程序】</b></p> <p>中华人民共和国承担的国际义务和对外承诺对出口管制许可有特殊程序规定的，有关许可程序应当符合其规定。</p>	<p><b>第 31 条 【国際プログラム】</b></p> <p>我が国が承諾した国際的義務や約束は、輸出許可に対して特別なプログラムの規定を定めているので、関係する許可手続きもその規定に符合することを要する。</p>

原文	拙訳
<p><b>第二节 两用物项出口许可管理</b>  <b>第三十二条 【两用物项许可程序】</b>                      两用物项出口管制主管部门受理两用物项出口申请，单独或会同有关部门依法审查后，作出准予或不予许可的决定。作出准予许可决定的，由发证机关统一颁发出口许可证。</p>	<p><b>第2節 デュアルユース品の輸出許可管理</b>  <b>第 32 条 【デュアルユース品の許可プログラム】</b>                      デュアルユース品の輸出規制主管部門はデュアルユース品の輸出許可申請を受理したら、自ら又は関係部門と協同して法により審査の後、許可するか否かを決定、発給部門より輸出許可証を発給する。</p>
<p><b>第三十三条 【两用物项申请材料】</b>                      出口经营者出口两用物项时，应当向两用物项出口管制主管部门提出书面申请，如实提交以下材料：                      （一）合同或者协议副本；                      （二）出口管制物项的技术说明或检测报告；                      （三）最终用户和最终用途说（证）明；                      （四）两用物项出口管制主管部门要求提交的其他文件。</p>	<p><b>第 33 条 【デュアルユース品申請時の提出書類】</b>                      輸出者はデュアルユース品を輸出する際、デュアルユース品輸出管理主管部門へ書面で申請を行う。提出書類は次の如し：                      （一） 契約書又は協議書の副本                      （二） 輸出規制品目の技術説明又は検査測定レポート                      （三） 最終ユーザーと最終用途の説明（証明）                      （四） デュアルユース品の輸出管理主管部門が要求したその他文書</p>
<p><b>第三十四条 【审批期限】</b>                      两用物项出口管制主管部门应当在收到完整申请材料后的 45 个工作日内作出准予或不予许可的决定。有特殊情况需要延长的，应当报两用物项出口管制主管部门负责人批准。                      对国家安全有重大影响需要上报国务院的出口许可，不受上述时限限制。</p>	<p><b>第 34 条 【審査期限】</b>                      デュアルユース品の輸出管理主管部門は、コンプリートな申請資料を受理の後 45 業務日以内に許可するか不許可にするか決定すべし。特別な事情があつて期間延長が必要な場合は、デュアルユース品の輸出管理主管部門責任者の承諾を得るべし。                      国の安全保障に重大な影響があつて国务院の輸出許可を必要とする場合は、上記の期間制約を受けない。</p>

原文	拙訳
<p><b>第三十五条 【特殊措施】</b></p> <p>两用物项出口管制主管部门可以对两用物项的出口实施许可例外、通用许可等措施，获得通用许可的出口经营者应当每半年向国家出口管制主管部门报告出口经营情况。</p>	<p><b>第 35 条 【特別措置】</b></p> <p>デュアルユース品の輸出管理主管部門は、(訳註；通常の) 輸出許可のほか、包括許可等の措置も可能である。包括許可を得るには、輸出者は半年ごとに政府の輸出管理主管部門に輸出経営状況を報告せねばならない。</p>
<p><b>第三十六条 【鼓励内部合规机制】</b></p> <p>国家鼓励企业建立出口管制内部合规机制，并可以给予相应的许可便利。</p>	<p><b>第 36 条 【内部コンプライアンス体制の奨励】</b></p> <p>政府は企業が輸出管理内部コンプライアンス体制を構築することを奨励する。その構築に対しては許可発給について相応の考慮を与えることも可能である。</p>

原文	拙訳
<p><b>第三节 军品出口许可管理</b>  <b>第三十七条 【军品专营】</b>                      国家实行军品出口专营制度。                      从事军品出口的经营者，应当获得军品出口专营资格并在核定的经营范围内从事军品出口经营活动。                      军品出口专营资格由军品出口管制主管部门审查批准。</p>	<p><b>第3節 軍用品輸出許可管理</b>  <b>第 37 条 【軍用品専売制度】</b>                      政府は軍用品について「専売制度」を実施している。                      軍用品の輸出者は軍用品輸出の「専売」資格を取得し、そこで認められた経営範囲の中で軍用品輸出の営業を行わねばならない。                      軍用品輸出「専売」資格は軍用品輸出管理主管部門において審査批准する。</p>
<p><b>第三十八条 【军品出口立项审批】</b>                      军品首次向国外推销前，应当按照有关规定上报国家军品出口管制主管部门办理出口立项审批手续。                      重大武器装备出口立项，应当经国家军品出口管制主管部门会同国务院、中央军委的有关部门审查，报国务院、中央军委批准。</p>	<p><b>第 38 条 【軍用品輸出のプロジェクト審査】</b>                      軍用品を初めて国外へ売り出す際には、それに先立ち関連規定に従って政府の軍用品輸出管理主管部門に申請し、プロジェクトとしての認可手続きをしてもらう必要がある。(訳註；「立項審批」は「項目としての批准を取ることを意味。日本の法律用語としては「認可」というより「特許」という気もするが、語感としては「やはり認可」か)                      重大な武器装備輸出プロジェクトの認可は、政府の軍用品輸出管理主管部門が国务院・中央軍事委員会の関係部門と協同で審査を行い、国务院・中央軍事委員会の批准を受けねばならない。</p>
<p><b>第三十九条 【军品出口项目、合同审批】</b>                      军品出口经营者应当根据产品属性和管制政策，向军品出口管制主管部门申请办理军品出口项目、军品出口合同审批手续。                      重大军品出口项目、重大军品出口合同，应当经国家军品出口管制主管部门会同国务院、中央军委有关部门审查，报国务院、中央军委批准。</p>	<p><b>第 39 条 【軍用品輸出のプロジェクト・契約審査】</b>                      軍用品の輸出者は、製品の特性と管理政策に応じて、軍用品輸出管理主管部門に輸出プロジェクトそのものとして、また（個々の）輸出の契約について許可申請すべし。                      重大な軍用品輸出プロジェクト・重大な軍用品の輸出契約は、政府の軍用品輸出管理主管部門が国务院・中央軍事委員会の関係部門と協同で審査を行い、国务院・中央軍事委員会の批准を受けねばならない。</p>

原文	拙訳
<p><b>第四十条 【军品许可证】</b></p> <p>军品出口经营企业在出口军品前，应当向国家军品出口管制主管部门申请领取军品出口许可证。</p> <p>海关凭军品出口管制主管部门颁发的许可证件接受申报，并按照国家有关规定验放。</p>	<p><b>第 40 条 【軍用品許可証】</b></p> <p>軍用品の輸出企業は輸出に先立ち、政府の軍用品輸出管理主管部門に軍用品輸出許可証の発給を申請取得すべし。</p> <p>税関は軍用品輸出管理主管部門の発給した許可証を確認して申告を受け付け、政府の関係規定に従ってチェックを行う。</p>
<p><b>第四十一条 【军品出口运输】</b></p> <p>军品出口经营企业应当委托经批准的军品出口运输企业，办理军品出口运输及相关业务。具体办法由军品出口管制主管部门会同有关部门规定。</p>	<p><b>第 41 条 【軍用品の輸出運輸】</b></p> <p>軍用品の輸出企業は、批准を受けた軍用品輸出運輸企業に委託して、その運輸及び関係業務を行うべし。具体的なやりかたについては、軍用品の輸出管理主管部門が関係部門と協同で定める。</p>
<p><b>第四十二条 【其他情形】</b></p> <p>军品出口经营者或科研生产单位参加国际性展览推介军品，应当按照程序向军品出口管制主管部门办理审批手续。</p>	<p><b>第 42 条 【その他のケース】</b></p> <p>軍用品輸出者やメーカー・研究組織が国際展示会に参加し軍用品を紹介する場合は、規則に従って軍用品輸出管理主管部門にて批准手続きを行うべし。</p>

原文	拙訳
<p><b>第四章 執法監督</b></p> <p><b>第四十三條【日常監督】</b></p> <p>國家出口管制主管部門對從事管制物項的出口經營者及其行為進行監督管理。</p> <p>對涉嫌違反本法的行為，公民、法人和其他組織有權向國家出口管制主管部門舉報，主管部門應當為舉報人保密。</p>	<p><b>第4章 執行監督</b></p> <p><b>第43條 【日常の監督】</b></p> <p>政府の軍用品輸出管理主管部門は規制品目の輸出に従事する（訳註；「業として」行うのイメージ）経営者とその行為に対し監督管理する。</p> <p>本法に違反の嫌疑がかかる行為について、公民・法人・その他組織が政府の軍用品輸出管理主管部門に通報した場合、主管部門は通報者を秘密にする。</p>
<p><b>第四十四條 【執法調査】</b></p> <p>國家出口管制主管部門單獨或會同有關部門可以對涉嫌違反本法規定的法人、其他組織或個人進行調查，依法實施處罰，被調查者應當予以配合。</p> <p>國家公安、交通運輸、金融、工商、省級人民政府及其相關部門等應當在各自職責範圍內予以協助。</p> <p>有關部門對執法調查中涉及的国家秘密、商業秘密和個人隱私依法負有保密義務。</p>	<p><b>第44條 【執行調査】</b></p> <p>政府の輸出管理主管部門は自ら又は關係部門と協同で、本法違反の疑いある法人その他組織や個人に対して調査を行い、法により処罰する。被疑者はこれに協力すべし。</p> <p>国の公安・交通運輸・金融・工商部門、省級政府の關係部門等はそれぞれの職務範囲で協力すべし。</p> <p>關係部門は調査の過程で知りえた国家秘密・商業秘密・個人のプライバシーにつき、秘密を守るべし。</p>
<p><b>第四十五條 【執法能力建設】</b></p> <p>國家應當加強出口管制執法隊伍建設，配備必要的調查執法設備設施。</p>	<p><b>第45條 【執行体制の整備】</b></p> <p>政府は輸出管理の執行体制構築を強化し、必要な設備を配備すべし。</p>

原文	拙訳
<p><b>第四十六条 【执法权限】</b></p> <p>国家出口管制主管部门在进行出口管制调查工作中，可以采取以下措施：</p> <p>（一）进入被调查者营业场所或者其他有关场所进行检查；</p> <p>（二）询问被调查的经营者、利害关系人或者其他有关单位或者个人，要求其说明情况；</p> <p>（三）查阅、复制被调查者、利害关系人或者其他有关单位或者个人的有关单证、协议、会计账簿、业务函电、电子数据等文件、资料；</p> <p>（四）检查从事出口的运输工具、制止装载可疑的出口物项、要求运回非法出口的物项；</p> <p>（五）查封、扣押相关涉案物项；</p> <p>（六）查询、冻结经营者的银行账户。</p> <p>采取第一款第（五）项和第（六）项措施，应当经国家出口管制部门负责人书面批准。</p>	<p><b>第 46 条 【執行権限】</b></p> <p>政府の輸出管理主管部門は調査に当たり、次の措置を取ることができる；</p> <p>（一） 調査対象者の営業所やその他関連する場所への立ち入り検査</p> <p>（二） 調査対象経営者、利害関係者又はその他関係組織、個人に質問して事情説明させること</p> <p>（三） 調査対象者・利害関係者又はその他関係組織・個人の証書類・協議書・会計帳簿・コレポン・電子データなどの、文書・資料を閲覧しコピーすること</p> <p>（四） 輸送用の器具装置を検査し、疑いのかかった物資の積載を差し止め、違法輸出品の回送を求めること</p> <p>（五） 問題の物資を封印し差し押さえること</p> <p>（六） 経営者の銀行口座を調査し凍結すること</p> <p>上記（五）（六）の措置を取る場合は、政府の輸出管理主管部門責任者の書面による批准が必要。</p>
<p><b>第四十七条 【执法协调】</b></p> <p>国家出口管制主管部门会同有关部门加强出口管制执法协调，促进执法信息的共享，案件的移送等工作。</p>	<p><b>第 47 条 【執行における協調】</b></p> <p>政府の輸出管理主管部門は関係部門とともに輸出管理の執行のための協調を進め、情報を共有し案件引継ぎなどを促進する。</p>
<p><b>第四十八条 【预防违法风险】</b></p> <p>国家出口管制主管部门获知或者在监督执法工作中发现有关活动或行为可能存在出口管制违法风险的，可以对相关实体和个人采取出具警示函、监管谈话等监管措施。</p>	<p><b>第 48 条 【違法リスクの予防】</b></p> <p>政府の輸出管理主管部門は、輸出関連の活動に規制違反の可能性を知った／見つけたときは、当該組織／個人に対して警告書や勧告などの指導を発することができる。</p>

原文	拙訳
<p><b>第四十九条 【海关调查和处罚】</b></p> <p>在海关监管区域内违反本法规定的行为，由海关依照本法进行调查和处罚；本法没有规定的，依照海关法律法规进行调查和处罚。</p>	<p><b>第 49 条 【税関の調査と処罰】</b></p> <p>税関の管轄区域内における本法違反行為は、税関が本法に基づき調査と処罰を行う。本法に規定のない行為については、税関の法律・法規に則って調査・処罰を行う。</p>
<p><b>第五十条 【权利救济】</b></p> <p>对国家出口管制主管部门依据本法作出的行政许可、行政处罚等行为不服的，可以依法申请行政复议。</p> <p>对国家出口管制主管部门就与国家安全相关的行政许可作出的决定，不得提起诉讼。</p>	<p><b>第 50 条 【権利救済】</b></p> <p>政府の輸出管理主管部門が本法に則って行った行政許可・処罰などについて不服のある場合は、法により不服申し立てができる。</p> <p>政府の輸出管理主管部門が国の安全保障の許可に関して行った決定の場合は、訴訟を起こすことができない。(訳註；「不服申し立てはできるが取り消し抗告はできぬ」か、「不服申し立ても不可」の意味かは不明)</p>



原文	拙訳
<p><b>第五章 法律责任</b>  <b>第五十一条 【无许可出口】</b></p> <p>出口经营者有下列行为之一的，国家出口管制主管部门可视情节轻重，给予警告，并处违法经营额5倍以上10倍以下罚款；违法经营额不足5万元的，处5万元以上50万元以下罚款；有违法所得的，没收违法所得。对直接负责人和其他直接责任人员可给予警告，并处10万元以上30万元以下罚款：</p> <p>（一）未进行备案或未取得专营资格而出口管制物项；  （二）未经许可擅自出口管制物项；  （三）超出许可范围出口管制物项；  （四）出口禁止清单所列管制物项。</p>	<p><b>第5章 法律責任</b>  <b>第51条 【無許可輸出】</b></p> <p>輸出者が下記のいずれかの行為をした場合、政府の輸出管理主管部門は情状を酌量の上、警告を行うとともに違法行為額の5倍以上10倍以下の罰金を科すことができる。違法行為額が5万元未満の場合は、5万元以上50万元以下の罰金とする。違法な所得は没収する。直接の責任者、その他直接責任に関わる者へは、警告プラス10万元以上30万元の罰金とする；</p> <p>（一）未登録や専売資格未取得での規制品輸出  （二）無許可での規制品輸出  （三）許可された範囲を超えての規制品輸出  （四）禁止リストに掲載の規制品輸出</p>
<p><b>第五十二条 【提供材料不实】</b></p> <p>出口经营者隐瞒有关情况或者提供虚假材料申请出口许可的，国家出口管制主管部门不予受理或者不予行政许可，并给予警告。情节严重的，处3万元以上15万元以下罚款。</p>	<p><b>第52条 【虚偽の資料提出】</b></p> <p>輸出者が事実をごまかし、又は輸出許可申請に虚偽の資料を提出した場合、政府の輸出管理主管部門は、受理を行わないか許可発給を拒否するとともに、警告を発する。悪質なケースは3万元以上15万元以下の罰金。</p>
<p><b>第五十三条 【骗取、买卖许可证】</b></p> <p>以欺骗、贿赂等不正当手段获取管制物项出口许可证件或者伪造、变造、出租、出借、买卖管制物项出口许可证件的，由国家出口管制主管部门撤销许可，收缴出口许可证，处违法经营额5倍以上10倍以下罚款；违法经营额不足5万元的，处5万元以上50万元以下罚款；有违法所得的，没收违法所得。对直接负责人和其他直接责任人员可给予警告，并处10万元以上30万元以下罚款。</p>	<p><b>第53条 【偽りによる許可証取得・許可証の売買】</b></p> <p>偽りや賄賂の如き不正な手段により規制品輸出許可を取得した者、許可証を偽造・改竄・貸出（有料／無料問わず）・売買した者に対しては、政府の輸出管理主管部門が許可取り消しの上、許可証を取り上げる。また違反額の5倍以上10倍以下の罰金を科す。違反額が5万元未満の場合は、5万元以上50万元以下の罰金とし、違法所得を没収する。直接の責任者、その他直接責任に関わる者へは、警告プラス10万元以上30万元の罰金とする。</p>

原文	拙訳
<p><b>第五十四条 【协同、通謀、提供便利等违法行为】</b></p> <p>对出口管制违法行为进行教唆、通谋或提供代理、货运、报关、第三方电子交易平台和金融等服务的，国家出口管制主管部门可视情节，给予警告，并处违法经营额 5 倍以上 10 倍以下罚款；违法经营额不足 5 万元的，处 5 万元以上 50 万元以下罚款；有违法所得的，没收违法所得。对直接负责人和其他直接责任人员可给予警告，并处 10 万元以上 30 万元以下罚款。</p>	<p><b>第 54 条 【共謀、便宜提供などの違法行為】</b></p> <p>輸出管理の違法行為について教唆・通謀し、又は代理・輸送・通関や第三者電子取引プラットフォーム・金融などのサービスを提供した者に、政府の輸出管理主管部門は情状に照らし、警告を發し、また違反額の 5 倍以上 10 倍以下の罰金を科す。違反額が 5 万元未満の場合は、5 万元以上 50 万元以下の罰金とする。違法所得があれば没収する。直接の責任者、その他直接責任に関わる者へは、警告プラス 10 万元以上 30 万元の罰金とする。</p>
<p><b>第五十五条 【反规避条款】</b></p> <p>出口经营者规避管制、出口经营专营资格要求或者军品与两用物项分类等行为的，国家出口管制主管部门给予警告，可以并处违法经营额 5 倍以上 10 倍以下罚款；违法经营额不足 5 万元的，处 5 万元以上 50 万元以下罚款；有违法所得的，没收违法所得。对直接负责人和其他直接责任人员可给予警告，并处 10 万元以上 30 万元以下罚款。</p>	<p><b>第 55 条 【規制逃れ】</b></p> <p>輸出者が規制を、輸出専売資格に伴う要求事項を、あるいは軍用品／デュアルユース品該非判定などを免れようとした場合、政府の輸出管理主管部門は警告を發し、また違反額の 5 倍以上 10 倍以下の罰金を科す。違反額が 5 万元未満の場合は、5 万元以上 50 万元以下の罰金とする。違法所得があれば没収する。直接の責任者、その他直接責任に関わる者へは、警告プラス 10 万元以上 30 万元の罰金とする。</p>
<p><b>第五十六条 【违反黑名单管控制度】</b></p> <p>违反本法规定，与列入黑名单的最终用户进行交易的，国家出口管制主管部门给予警告，可以并处违法经营额 5 倍以上 10 倍以下罚款；违法经营额不足 5 万元的，处 5 万元以上 50 万元以下罚款；有违法所得的，没收违法所得。对直接负责人和其他直接责任人员可给予警告，并处 10 万元以上 30 万元以下罚款。</p>	<p><b>第 56 条 【違反者ブラックリスト制度】</b></p> <p>本法の規定に違反しブラックリストの最終ユーザーと取引を行った場合、政府の輸出管理主管部門は警告を發しまた違反額の 5 倍以上 10 倍以下の罰金を科す。違反額が 5 万元未満の場合は、5 万元以上 50 万元以下の罰金とする。違法所得があれば没収する。直接の責任者、その他直接責任に関わる者へは、警告プラス 10 万元以上 30 万元の罰金とする。</p>

原文	拙訳
<p><b>第五十七条 【妨碍调查】</b></p> <p>出口经营者拒绝接受监管检查、阻碍调查或者被调查时弄虚作假的，国家出口管制主管部门可给予警告，情节严重的，处10万元以上30万元以下罚款。对直接负责人和其他直接责任人员给予警告，并处以10万元以上30万元以下罚款。</p>	<p><b>第57条 【調査妨害】</b></p> <p>輸出者が当局の検査を拒み、調査を妨害又は調査に対し虚偽をなした場合、政府の輸出管理主管部門は警告を発する。悪質な場合は10万元以上30万元の罰金。直接の責任者、その他直接責任に関わる者へは、警告プラス10万元以上30万元の罰金とする。</p>
<p><b>第五十八条 【减轻处罚】</b></p> <p>有下列情形之一的，可以酌情减轻或者免除行政处罚：</p> <p>(一) 主动停止或根据主管部门通知立刻停止违法行为的；</p> <p>(二) 对出口后可能存在的风险及时向国家出口管制主管部门报告并积极配合调查的；</p> <p>(三) 法律、行政法规规定的其他情形的。</p>	<p><b>第58条 【処罰の軽減】</b></p> <p>次のいずれかに当たる場合は情状を酌量し行政処罰を軽減又は免除する</p> <p>(一) 違反行為を自発的に停止、又は主管部門の通知後ただちに停止した場合</p> <p>(二) 輸出後にリスクの存在を政府の輸出管理主管部門にタイムリーに報告し調査に積極的に協力した場合</p> <p>(三) 法律・行政法規に別途定める要件を満足した場合。</p>
<p><b>第五十九条 【纳入信用信息和征信系统】</b></p> <p>违反本法规定受到处罚的出口经营者及其主要负责人，其行政处罚等信用信息应当记入全国信用信息共享平台，并通过国家企业信用信息公示系统及金融信用信息基础数据库，向社会公示。国家出口管制主管部门可以在3年内不受理其提出的出口许可申请。</p>	<p><b>第59条 【信用情報システムへの登録】</b></p> <p>本法の規定に違反し処罰を受けた輸出者とその主要責任者は、その行政処罰等の信用情報を全国信用情報共有プラットフォームに登録され、政府の企業信用情報公示システム・金融信用情報基礎データベースを通じて社会に公開される。政府の輸出管理主管部門は対象者の輸出許可申請を最大3年間受理しないことがありうる。</p> <p>(訳註；「征信」はCredit Referenceの訳語。信用情報を意味)</p>
<p><b>第六十条 【取消专营出口资格】</b></p> <p>国家出口管制主管部门可以对违反本法规定的出口经营企业，暂扣或者吊销出口经营企业的专营资格。</p>	<p><b>第60条 【輸出専売権の取消】</b></p> <p>政府の輸出管理主管部門は、本法違反の輸出企業に対し、期限付きで輸出専売権を停止できる。</p>

原文	拙訳
<p><b>第六十一条 【渎职】</b></p> <p>从事出口管制的国家工作人员玩忽职守、徇私舞弊、滥用职权的，依法给予行政处分。</p>	<p><b>第 61 条 【瀆職】</b></p> <p>輸出管理に従事する国家公務員が職務をおろそかにし、私曲をなし、職権を濫用した場合は、法により行政処分を行う。</p>
<p><b>第六十二条 【刑事责任】</b></p> <p>违反本法相关规定，构成犯罪的，依法追究刑事责任。</p>	<p><b>第 62 条 【刑事責任】</b></p> <p>本法関係規定への違反は犯罪とされ、法により刑事責任を求められる。</p>

原文	拙訳
<p><b>第六章 附則</b></p> <p><b>第六十三条 【行业自律】</b></p> <p>出口经营者可以依法成立和参加有关商会、协会等行业自律组织。有关商会、协会应当遵守法律、行政法规，按照章程对其成员提供与出口管制有关的服务，发挥协调和自律作用。</p>	<p><b>第6章 附則</b></p> <p><b>第63条 【業界自主管理】</b></p> <p>輸出者は法により「商会」「協会」等の自律組織を作ることができる。関係する「商会」「協会」は法律・行政法規を遵守し、規則によってメンバーへ輸出管理関係のサービスを提供し、調和と自主管理の機能を果たすものとする。</p>
<p><b>第六十四条 【再出口】</b></p> <p>管制物项或含有中华人民共和国管制物项价值达到一定比例的外国产品，从境外出口到其他国家（地区）的，适用本法。</p> <p>前款规定的价值比例和管理办法，由国务院或中央军委另行规定。</p>	<p><b>第64条 【再輸出】</b></p> <p>我が国規制品を、又は外国製品であって我が国規制品を一定比率以上の価値で含むものを、国外から第三国（地域）へ輸出する場合にも本法を適用する。</p> <p>ここでいう「価値比率」及びその管理方法については、国務院又は中央軍事委員会で規定を別途定める。</p>
<p><b>第六十五条 【过转通等其他适用情形】</b></p> <p>管制物项的过境、转运、通运或从保税区、出口加工区等海关特殊监管区域和监管仓库、保税物流中心等保税监管场所向境外出口，适用本法的有关规定。</p>	<p><b>第65条 【トランジット等への適用】</b></p> <p>規制品の国境通過、積み替え、通運、又は保税区・保税加工区等の税関管理区域／倉庫・保税物流センター等保税管理区域から輸出する際には、本法の規定を適用する。</p>
<p><b>第六十六条 【核及其他物项管制】</b></p> <p>核及其他与国家安全相关的物项的出口，本法未作规定的，适用其他法律法规的规定。</p>	<p><b>第66条 【核及びその他品目の規制】</b></p> <p>核及びその他国の安全保障関係品目の輸出に関し、本法規定で定めていないものは、その他法律法規を適用する。</p>
<p><b>第六十七条 【台港澳特別規定】</b></p> <p>向台港澳地区出口或向台港澳同胞提供管制物项的，参照适用本法，但法律、行政法规另有规定的除外。</p>	<p><b>第67条 【台湾香港マカオの特別規定】</b></p> <p>これらの地域へ、又はこれらの地域の同胞への規制品の提供については本法を参照適用する。但し法律・行政法規の例外規定を別途設ける。</p>

原文	拙訳
<p><b>第六十八条 【警用装備】</b>                      警用装備出口参照軍品出口管理。</p>	<p><b>第 68 条 【警察用装備】</b>                      警察用装備の輸出は、軍用品の輸出管理の規定を参照せよ。</p>
<p><b>第六十九条 【軍援例外】</b>                      軍事援助行為不适用本法。</p>	<p><b>第 69 条 【軍事援助の特例】</b>                      軍事援助行為には本法適用せず。</p>
<p><b>第七十条 【生效】</b>                      本法自 年 月 日起施行。</p>	<p><b>第 70 条 【発効日】</b>                      本法は 月 日より施行される。</p>